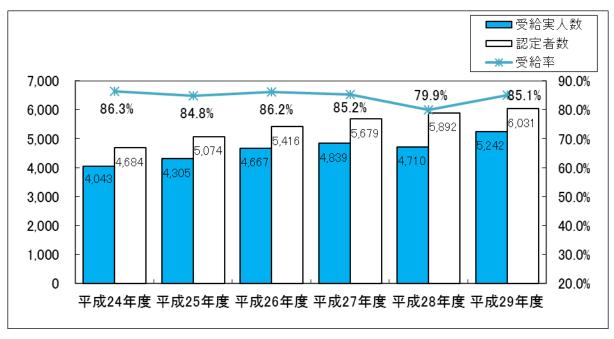
施策の柱1 介護給付等対象サービスの充実・強化

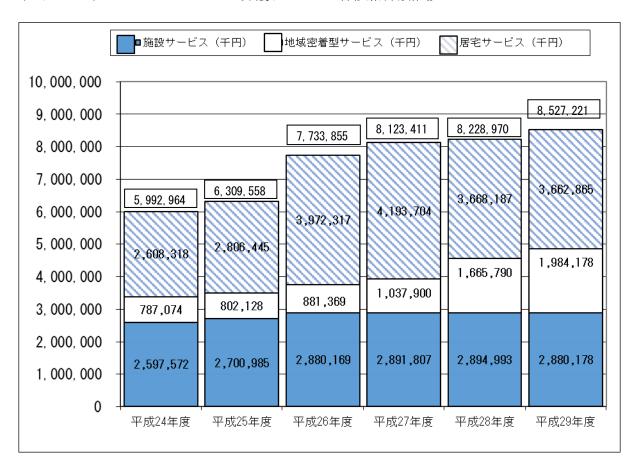
1 介護保険の円滑な運営

【現状】

認定者数に対するサービス受給者数の比率 (受給率) は、平成 24 年度の 86.3%をピークに平成 25 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、サービス利用に対する保険給付額は平成 24 年度の約 60 億円から平成 29 年度決算見込みで約 85 億 2 千万円と大きく増加しており、なかでも地域密着型サービスの伸びが大きくなっています。

(グラフ 4-1) サービス受給者数・受給率





【今後の方針】

① 介護予防サービスの推進

要支援者に対して、適切なケアマネジメントに基づく生活機能の低下予防と維持・向上のための介護予防サービスを推進します。

② 地域密着型サービスの推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することが継続できるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。

③ 介護保険事業の趣旨普及

介護保険事業の円滑な運営を図るには、制度に対する市民の理解・協力を得る事が必要であるため、市民に対して介護保険事業に関する情報提供及び事業の普及啓発に努めます。

④ 低所得者対策

低所得で生計が困難な方が、社会福祉法人が運営主体となっている施設サービスや居宅サービスを利用した場合の利用者負担額の軽減を図ります。

また、給付費の5割の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の 軽減を行います。